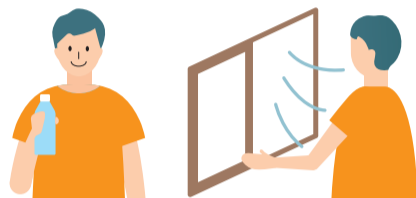


熱中症に注意

問 春日部市保健センター
(内線4267)

今夏も、コロナ禍前とは異なる生活環境下のため例年以上に熱中症に気を付けることが大切です。

マスクを着けていると皮膚からの熱が逃げにくく、気が付かないうちに熱中症になる危険があります。十分な感染対策を行いながら熱中症予防対策を心掛けましょう。



新しい生活様式の熱中症予防行動

- ①屋外で人と2メートル以上の距離が確保できる場合、または会話をほとんど行わない場合は、マスクを外す
- ②マスク着用時は、激しい運動を避ける
- ③のどが渴いていなくても、小まめに水分補給をする
- ④エアコン使用中も、小まめに換気をする
- ⑤換気時はエアコンの設定温度に注意する
- ⑥毎日、体温測定などの体調管理をする
- ⑦気温・湿度が高いときには特に注意する
- ⑧周囲の人にも積極的に声を掛けてお互いに熱中症を予防する

7/1(金)から

バーベキュー施設の利用を再開

問 公園緑地課 (内線7092)



ところ：庄和総合公園、内牧公園

抽選申し込み：利用希望日前月の1日～10日に市

WEB、または公共施設予約システムで受け付け

※抽選日以降は、申し込み順で受け付けます



利用に当たっての注意事項など、詳しくは市WEBで▶



北春日部駅周辺地区土地区画整理事業に関連する都市計画の案の縦覧

問 都市計画課 (内線3514)、まちづくり推進課 (内線3577)、下水道課 (内線7105)

春日部都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

縦覧および案に対する意見書の提出

		埼玉県による都市計画変更	春日部市による都市計画変更
縦覧	内容	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案 ●区域区分の変更案 	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域の変更案 ●防火地域及び準防火地域の変更案 ●道路の変更案 ●下水道の変更案 ●土地区画整理事業の変更案 ●地区計画の変更案
	期間	7/15(金)～29(金)	
	場所	県都市計画課、県越谷県土整備事務所、市役所4階まちづくり推進課、 県WEB、市WEB	市役所4階まちづくり推進課、市WEB
意見書の提出	対象	本市に住所を有する個人または法人、および利害関係者	
	期限	7/29(金) 17:15まで(期日必着)	
	方法	直接、郵送、または県電子申請届出サービス ※電子申請の詳細は、県都市計画課 (TEL 830-5341) または県WEBで	直接、または郵送
	場所	〒330-9301 (所在地不要) 埼玉県都市計画課 〒343-0813 (所在地不要) 埼玉県越谷県土整備事務所 〒344-8577 (所在地不要) 春日部市まちづくり推進課	〒344-8577 (所在地不要) 春日部市まちづくり推進課



令和3年度の広聴活動報告

～市政にたくさんの提言をいただき、ありがとうございました～

問 シティセールス広報課 (内線2178)

市では「市長への提言」「市民意識調査」などの広聴活動を行い、皆さんの意見を聴きながら、まちづくりを進めています。

市長への提言

より良いまちづくりへの提言として、皆さんから市政に対する提案や意見を手紙やメールで受け付けています。令和3年度は404通、574件の提言がありました。

令和3年度の提言から一部を紹介

皆さんから寄せられた提言の一部を、提言者の個人情報を除いた上で、市WEBに掲載しています。そのうちの一つを紹介します。

提言▶ 高架下無料自転車置き場の入り口付近に駐輪されると、奥に駐輪する際にぶつかるので柵を設置するなど対策をしてください(令和3年6/7)

回答▶ 春日部駅東口第2自転車駐車場で、入り口付近の自転車が奥に駐輪しようとする利用者の妨げとなっているため、バリケードを設置します(令和3年6/23設置)

春日部市をより良くするために皆さんの建設的な意見をお寄せください



「市長への提言」の用紙と専用封筒は市役所・庄和総合支所・武里出張所・各公民館・市内各郵便局・各駅などに備えています。

切手を貼らずに投函してください。

市WEBからも提出できます。

「市長への提言」フォーム▶



市民意識調査

皆さんの意識や行動についての調査を行うことで、市の現状およびまちづくりの課題を把握し、今後の市政運営に活用するために実施しました。調査の詳細内容は市WEBで公開している他、公民館などで閲覧できます。



「道路交通法違反」にかかる職員の失職

問 人事課 (内線7615)

「道路交通法違反」の件につきましては、市民の皆さまをはじめ、関係者に多大なご迷惑とご心配をお掛けし、心からおわび申し上げます。

このたびの不祥事に関して、次のとおり職員が失職したのでお知らせいたします。

事件の概要

令和3年4/22の12:20ごろ、市内西宝珠花地内でアルコールを保有する状態で自家用車を運転し、対向車に衝突しました。衝突された自動車の運転手に全治約7日間、同乗者に全治約5日間の傷害を負わせました。

対象者

総務部 人事課付

主査 原田 空(44歳男性)

地方公務員法第16条第1項第1号および同法第28条第4項による失職(5/24)